

## 2025（令和7）年度事業計画案

日本の食料需給は自給率38%（2023年度）と、輸入依存度が高い状態が続いている。また日本の人口と労働力人口はともに今後減少が見込まれているが、特に農業・漁業従事者に関しては高齢化・急減が予測されている。さらに日本の食料システムは近年、異常気象、世界での紛争、外国における自国最優先の政権への交代、2022年以降の円安など、激しい環境変化を経験してきた。食料品の供給側にとっては、生産・流通コストの末端価格への反映が課題であったが、この1～2年ほどの間に品目によっては大きな値上がりが生じている。

昨年改正された食料・農業・農村基本法に基づく最初の基本計画となる新たな食料・農業・農村基本計画（2025年4月11日決定）においては、上記の環境変化のなかでも食料の安定的な供給を図るため、食料自給率の確保、輸出の促進、食品産業の発展、合理的な価格形成、国民一人一人の入手可能性確保、環境との調和のとれた食料システムの確立等の目標を掲げている。

食品需給研究センターは1967年の設立以来、継続的に日本の食料システムを調査・研究の対象とし、「食品産業動態調査」をはじめとして、①食料・食品の需給の把握・分析を行ってきた。これに加え、②農業と食品産業の連携構築支援（地理的表示保護制度の導入と活用を含む）、③食農分野の研究開発プロジェクトにおける事務・経理の支援、④トレーサビリティ・情報伝達などの領域で専門性を高め、調査・コンサルティングを展開してきた。これらの領域の課題はいずれも、新しい食料・農業・農村基本計画など政府の計画と関連がある。

「食料及び食品の生産、販売、加工、流通及び消費の全般にわたる各般の問題を調査研究、広く普及啓蒙し、これら産業の発展、振興、国民の利益の増大を図り、国民生活の向上に寄与すること」（定款より）を目的として掲げる食品需給研究センターの果たすべき役割は、引き続き大きいと考える。

2025（令和7）年度も、これまでの活動によって蓄積された調査機関としての信頼性や専門性を活かし、国・独立行政法人・民間団体等からの受託や補助を受けて、継続的に事業に取り組み、調査研究、施策提案、コンサルティング等を実施する。

## I. 実施事業（公益目的事業）

以下、上記の4つの領域ごとに、実施する事業を掲げる。

なお(\*)印は「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」上の「公益目的事業」。

### 領域1：食料・食品の需給の把握・分析

#### 1-1 食品産業動態調査(\*)

食料の安定供給及び食と農の連携に資するため、食品製造業、食品卸売業、食品小売業などにおける生産販売の動向について継続的に、迅速かつ的確に把握する必要がある。このため、これらの業種における生産、出荷、在庫、販売の動向に関する調査の実施及び調査統計情報を収集分析し、食品産業の総合的な統計を作成する。また、食品産業の構造と課題について分析を行う。

事業名：食品産業動態調査関係業務（加工食品の生産量等調査・分析業務）  
（農林水産省請負事業）

#### 1-2 食肉小売価格調査

食肉の需給動向を的確に把握し、食肉等の価格安定に資することを目的として、食肉の小売価格等を定期的に調査する。具体的には畜種別・部位別の通常価格、特売価格、売れ筋部位、売れ筋用途、特売実施状況など価格や需給に関する基礎データを収集する。

事業名：食肉小売価格調査（独立行政法人）

#### 1-3 牛乳乳製品の流通実態や需要動向に関する調査分析

農産物の国際化進展への対応や需要拡大を図り、酪農乳業に関する各種施策の基礎資料作成するため、牛乳乳製品の流通経路、価格形成、需要動向等の調査分析を行う。

事業名：乳製品流通実態調査（独立行政法人委託事業）

#### 1-4 その他食料品の流通構造に関する調査分析等

国内の食料品の流通構造、需要動向に関する調査分析及びコンサルティング等を行う。

### 領域2 農業と食品産業の連携構築支援

当センターがこれまで集積してきた知識や実績を基盤に、地域、農林水産業、食品産業を中心とした連携構築により、新たな価値を創出とともに、我が国、地域、産業分野におけるさまざまな社会的課題の解決に資する。

#### 2-1 地域活性化を目的とした農林水産業と食品産業との連携支援

6次産業化、農商工等連携、地方創生など国が推進する各種の政策や施策、事業などに関わり、国内各所で取り組まれている農林水産・食品産業分野の新たな展開支援を実施する。

〈枠組みの構築支援〉

・各種政策や施策に係る地方自治体や任意の枠組み等のビジョンや計画策定支援

- ・地域を基盤としたネットワークやプラットフォームの構築支援  
〈連携ビジネスの推進支援〉
- ・新たな商品開発、技術開発支援
- ・販路確保、販路拡大・販売促進支援

## 2-2 地理的表示活用推進支援（\*）

地理的表示（GI）保護制度の活用を進め、地域の農業・食品産業の活性化や輸出促進につなげるため、GI 制度への申請から登録後までの生産者団体への一貫したサポート、消費者の GI 制度・GI 産品への認知の向上、海外における我が国 GI の保護・侵害対策等を強化するための取組を行う。

事業名：令和7年度農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち「地理的表示活用推進支援事業」（農林水産省補助事業。事業主体である日本地理的表示協議会に人員出向）

## 2-3 加工食品の輸出支援事業

近年、加工食品の輸出は著しく増加しており、特に地域の特色ある加工食品の輸出が期待されている。輸出市場の開拓・拡大にあたり、標的市場の設定、輸出向け商品の開発、食品衛生規制、輸出サプライチェーンなど構築する必要がある。海外の規制・ニーズ等に詳しく、マーケティング、ブランディング立案等が可能な国内外の商社、コンサル等と連携し、地域の加工食品を輸出拡大に向けて販売促進を支援する。

事業名：令和6年度補正「加工食品クラスター輸出緊急対策事業」（農林水産省補助事業。事業主体である日本地理的表示協議会の委託）

## 2-4 食農を基盤とした他産業等の連携および新たな価値創出

農林水産省が推進する農山漁村発イノベーション、地域資源活用価値創出をはじめ、経済産業省、観光庁、文化庁など、地域資源に係る各種省庁の政策や施策、事業などに関わり、新たな価値創出に向け「人」「もの・こと」「金」「情報」の観点から、多様な取組や展開の支援を行う。

- ・食農を基盤とした観光、インバウンド対策、関係人口の構築
- ・海外展開、輸出促進
- ・IT・IoT の利活用、DX 化
- ・事業承継、担い手の育成、人材の育成

## 領域3 農林水産・食品産業分野における研究開発、技術開発支援

### 3-1 研究開発を目的とした事業の支援活動

国や国立研究開発法人が実施する技術開発支援事業や競争的資金など、食品に関連する技術連携などの取組みに対し、民間企業などが行う課題提案、事業推進及び成果達成について、事務的・経理的な面での研究支援活動を行う。

研究開発支援をする主な事業は以下のとおり。

事業名：令和6年度補正 戦略的スマート農業技術等の開発・改良

「フルシーズン対応型ロボットドローンの開発による鳥獣被害防止とセンシングデータを利用した生産性向上」

「果実選別の経験と勘を可視化する装置の開発と普及」

事業名：令和6年度補正 スマート農業技術の開発・供給に関する事業

「有機農業に資する除草及び害虫防除を実現する可視光半導体レーザーを使った自律走行型除草・害虫防除ロボットの研究開発」

「ししとうの完全自動化装置及び管理クラウドシステムによる生産性向上の研究開発」

「受粉ドローンと害虫防除ロボットのための自動制御技術の開発と普及」

「ブロッコリー選別自動収穫機の性能と運用性の向上及び収穫性能に適合した栽培方法の確立」

「国産花粉の安定供給を可能にするスマート農業技術の開発と社会実装体制の確立」

(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター委託)

事業名：令和7年度農業機械技術クラスター事業

「ポット苗仕様両正条田植機と直交機械除草を核とした水稻有機栽培体系の実証」

「マット苗仕様両正条田植機の実用化モデル開発及び直交機械除草を核とする水稻有機栽培体系の実証」

(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業機械研究部門委託)

## 研究開発や技術開発結果の社会実装のための個別支援

当センターが関わる多様な研究開発や技術開発の結果や成果に対し、社会科学を専門とする調査・研究機関の立場から、展開のフィージビリティ・スタディ、マーケティングリサーチなど、実証試験や社会的課題解決など、具体的な実装のための支援を行う。

## 領域4：トレーサビリティ・情報伝達の支援

これまでの食品トレーサビリティや産地表示に関わる調査・ガイドライン作成・情報システム開発等で培った経験・ノウハウを活かし、調査や施策提案等の業務を引き受け、実施する。

### 4-1 食品のトレーサビリティ等の普及・啓発(\*)

食品のトレーサビリティ等の普及・啓発を図るために、Webサイトの更新・メールニュースの配信、講習会等への講師派遣や教材提供等を行う。

### 4-2 水産物トレーサビリティ向上の支援(\*)

水産物トレーサビリティ協議会の事務局として、水産物産地市場の関係者と協力して漁獲・陸揚げデータ提供システム(CALDAP)を運用する。これを通じ、水産物の輸出のために必要な証明書やデータの提供を支援し、サプライチェーンを通じたトレーサビリティの確保や、正確で迅速な情報伝達に貢献する。また米国SIMP、EU漁獲証明制度等への対応について事業者からの問い合わせに対応する。

(水産物トレーサビリティ協議会に人員派遣)

### 4-3 食品の原産地表示に関する情報収集

市場流通する食品について、国内生産や輸入に係る統計データを収集・分析し、原産地が国産から外国産に切り替わっている可能性のある品目等を推定する。さらに特定の品目を対象に、実際に市場流通している食品の産地表示等の実態を把握し、国が適切な監視業務を行うための資料とする。

事業名：令和7年度食品表示等情報収集事業（食品表示監視対策市場流通実態調査委託事業）（農林水産省委託事業）

## Ⅱ. 食品関係団体などに対する情報提供、研究成果の普及

### (1) 食品関係情報の提供 (\*)

当センターの会員及び食品関係団体等に対して、食料及び食品に関する以下の資料を作成・配布するとともに、必要に応じ、インターネットにより情報提供を行う。

- ア 食品産業動態調査報告書
- イ 食品需給レポート（メールマガジン）
- ウ その他

### (2) 研究成果の普及啓発 (\*)

食農連携、食品トレーサビリティ、地理的表示等の分野を中心に、これまでの事業活動で蓄積された知見等をもとに、セミナー・講習会等への講師の派遣、新聞・雑誌等への寄稿、施策の提言、web サイトでの資料提供等を行う。

### (3) 会員に対する情報提供、コンサルティング

当センターの会員である食品産業関係企業・団体などの依頼に対応し、業務上必要な参考資料・統計などの紹介や情報提供を行う。

また事業活動で培った知見や人脈を活かし、会員からの個別の相談に応じてコンサルティングを行う。

### (4) 研究会の開催

会員をはじめとする食品産業関係企業・団体、学識経験者、行政関係者等に呼びかけ、食料システムの課題に関する研究会を主催する。現状認識を共有し、課題解決のための知恵やアイデアを交換できる場を提供する。